

1. 議事日程（平成30年第1回北広島町議会定例会）

平成30年3月20日
午前10時開議
於 議 場

日程第1		議案の訂正について
日程第2		議案の訂正について
日程第3	議案第58号	工事請負契約の締結について (普通河川板村川河川災害復旧工事)
日程第4	議案第59号	工事請負契約の締結について (上草田ため池災害復旧工事)
日程第5	議案第4号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第5号	特別職の職員等の旅費の特例に関する条例
日程第7	議案第6号	北広島町課設置条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第7号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号	北広島町表彰条例
日程第10	議案第9号	北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第10号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第11号	北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第12号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第13号	北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第14号	北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第15号	北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第16号	北広島町敬老金条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第18号	北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
日程第19	議案第19号	北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第20号	北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第21号	北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第22号	北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第23号	北広島町森づくり基金条例
日程第24	議案第24号	北広島町企業立地奨励金条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第25号	北広島町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第26	議案第26号	北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第27	議案第27号	芸北 高原の自然館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第28号	北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第29号	北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第30号	北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第31号	指定管理者の指定について
日程第32	議案第32号	字の区域の変更について
日程第33	議案第33号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第34	議案第34号	財産の無償譲渡について
日程第35	議案第35号	平成29年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第36	議案第36号	平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第37	議案第37号	平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第38	議案第38号	平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第39	議案第39号	平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第40	議案第40号	平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第4号）
日程第41	議案第41号	平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第42	議案第42号	平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第4号）
日程第43	議案第43号	平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第44	議案第44号	平成29年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第45	議案第57号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第46	審査報告	予算審査特別委員会審査報告
日程第47	議案第45号	平成30年度北広島町一般会計予算
日程第48	議案第46号	平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第49	議案第47号	平成30年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第50	議案第48号	平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第51	議案第49号	平成30年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第52	議案第50号	平成30年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第53	議案第51号	平成30年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第54	議案第52号	平成30年度北広島町診療所特別会計予算
日程第55	議案第53号	平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第56	議案第54号	平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第57	議案第55号	平成30年度北広島町水道事業会計予算
日程第58	議案第56号	平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算

- 日程第59 議案第58号 工事請負契約の締結について
(普通河川板村川河川災害復旧工事)
- 日程第60 議案第59号 工事請負契約の締結について
(上草田ため池災害復旧工事)
- 日程第61 発議第2号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第62 閉会中の継続審査の申し出について(2件)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文
11番 室坂光治	12番 服部泰征	13番 伊藤淳
14番 中田節雄	15番 大林正行	16番 伊藤久幸

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 山形しのぶ

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 堂原千春
危機管理監 五反田孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 浅黄隆文	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 落合幸治	商工観光課長 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 中川克也
消防長 石井雅宏	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 西村豊
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所所長補佐 中川俊彦	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 松浦誠 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案の訂正について

○議長（伊藤久幸） 日程第1、議案の訂正についてを議題とします。本件について説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案の訂正について説明します。平成30年度北広島町水道事業会計予算書と、別に配付しております3月16日付、訂正申し出書をごらんください。議案第55号、水道事業会計予算書の一部について誤りがあったため、本案を訂正をするものであります。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案の訂正の詳細につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。平成30年3月、北広島町議会で提出いたしております平成30年第1回北広島町議会定例会提出議案の内容の一部に誤りがございましたので、次のとおり訂正の申し出をいたします。議案書別冊の平成30年度北広島町水道事業会計予算書の1ページ、議案第55号、平成30年度北広島町水道事業会計予算の中で、第2条、業務の予定量（4）主要な建設改良事業の2行目にございます固定資産取得費2000万円の削除をするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって日程第1、議案の訂正の説明を終わります。お諮りします。ただいまの説明のとおり、日程第1、議案の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、日程第1、議案の訂正については許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案の訂正について

○議長（伊藤久幸） 日程第2、議案の訂正についてを議題とします。本件について説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案の訂正について説明します。議案集の11ページと別に配付しております3月19日付、訂正申し出書をごらんください。議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例の一部について誤りがあったため、本案を訂正するものであります。詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは議案の訂正について、総務課のほうからご説明をさせていただきます。

きます。議案集11ページ、議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例でございます。改正後の文言に錯誤がございましたので、訂正をお願いをいたします。追加をしております2つの項目の一番下でございます。正しくは、指定居宅介護支援事業者指定更新手数料でございます。議案の訂正をよろしくをお願いをいたします。

- 議長（伊藤久幸） これをもって日程第2、議案の訂正の説明を終わります。お諮りします。ただいまの説明のとおり、日程第2、議案の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、日程第2、議案の訂正については許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第58号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、議案第58号、工事請負契約の締結について及び日程第4、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題とします。以上2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第58号、議案第59号について一括して説明します。別に配付しております追加議案集1ページをお願いします。議案第58号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、普通河川板村川河川災害復旧工事において、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。続いて、追加議案集3ページをお願いします。議案第59号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、上草田ため池災害復旧工事において請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては担当から説明いたします。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 議案第58号及び第59号、工事請負契約の締結について建設課からご説明申し上げます。追加議案集は1ページから4ページでございます。1ページの議案第58号、工事請負契約の締結について。1、工事名、普通河川板村川河川災害復旧工事（H29-第125号 小川（英）宅下）、2、工事場所、北広島町中原、3、工期、北広島町議会の議決があった日の翌日から平成31年3月15日、4、請負金額9450万円、うち取引に係る消費税及び消費税額700万円、5、請負者、広島県山県郡北広島町都志見567番地、株式会社竹下建設豊平営業所所長河野武彦。この工事は、平成30年2月28日に一般競争入札により執行したもので、入札執行状況は、既に配付しておりますとおりでございます。仮契約を平成30年3月7日に締結しております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案集は3ページ、議案第59号、工事請負契約の締結について。1、工事名、上草田ため池災害復旧工事〔502／369〕、2、工事場所、北広島町川戸、3、工期、北広島町議会の議決が

あった日の翌日から平成31年2月28日、4、請負金額6804万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額504万円、請負者、広島県山県郡北広島町川戸4718番地1、小屋敷建設株式会社代表取締役小畑隆浩。この工事は、平成30年3月14日に一般競争入札により執行したもので、入札執行状況は配付しておりますとおりでございます。仮契約を平成30年3月15日に締結しております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どちらの工事も昨年7月豪雨災害に関する復旧工事でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。給与の適正化とありますが、その意味について伺います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） この特殊勤務手当につきましては、救急業務におきます管外医療機関に搬送するといったことに対しての手当でございます。北広島町の場合、この救急業務におきまして、管外医療機関に搬送すること、このことについては通常の事案であることから、この特殊な勤務の要件には該当しないという判断のもとに今回廃止とさせていただくことを決定いたしました。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 県内で他の市町の状況はどうか、廃止しているところがあるのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 消防長。

○消防長（石井雅宏） この管外搬送手当、県内の状況について消防本部からお答えします。県内13消防本部ございますが、どこもこの管外搬送手当を支給しているところはありません。以上です。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありますか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。長い歴史の中で、手当が必要である勤務につくということで、特殊勤務手当、あるいは他の手当がこれまで支給されていたということでもあります。このたび、消防職員さんのほうから手当を返上していこうというふうなことが出されたというふう聞いております。その手当も出動件数によって支払いがされるというふうにお聞きして、648件の出動があって、じゃあトータルでどのぐらいの金額が返上されるということになるんですかというふうにお聞きをしましたところ、77万7000円程度になるんだということでもあります。消防職員さんの本当に日ごろの勤務の体系から考えて手当が必要であるというふうになって、これまでがそうであったわけでありませぬけれども、いろいろとお考えにな

った結果がそうであるかもしれませんが、本来そういうことをなかなか言い出せないことを痛みを伴うことをあえて言われたということでもありますけれども、そこら辺の経過が若干でもわかればお聞きすれば、採決をしたりするのに参考になるかなと思いますので、消防長のご意見を求めたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 消防長。

○消防長（石井雅宏） この管外搬送手当の経過についてのご質問ですが、これは一部事務組合、山県東中部消防本部の時代からあったものでございます。当時は、今思いますのに、高速道路発足当時は、千代田インターまで通っておりまして、広島市内とか安佐北区に搬送する場合は一般国道261号線から54号線という、2時間、3時間、4時間をかけての往復の1回当たりの出勤だったと思います。現在高速道路が通っておりますので、その時間短縮もございまして、運転手、また隊員の疲れのほうもそんなにないものと思っておりますので、職員のほうから、こういった提案させていただきました。以上です。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第5号 特別職の職員等の旅費の特例に関する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第5号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） これは職員の県内外の旅費日当を3年間凍結するという条例だというふうに聞いておりますが、削減額が一般会計、特別会計合わせて453万円と聞いています。町長交際費を見ますと、昨年と同じ180万、この全体の2.5分の1ぐらいですが、この状況で、最初になぜこういうものを削減しないのか、交際費など。また、その他の事業を見直して、財源を生み出すことはしなかったのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 全ての内部管理経費については今見直しを行っている最中でございます。町長交際費についても見直しをしていく考えでございます。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 事業の見直しというご質問でございまして、先ほど総務課長がご答弁させていただきましたとおり、行政改革大綱に基づき、これまでも予算編成におきましては内部管理経費を5%原則削減してきておるところでございます。先日来、一般質問でもご答弁させていただいておりますとおり、昨年の豪雨災害、それから記録的な豪雪等々に対しまして、財源のほうを財政調整基金で賄っておるという状況、それから30年度末で基金が10億円を切

るという状況を鑑みまして、日当についても削減のほうさせていただき、当初予算のほうへ計上させていただいたという経過でございます。事業につきましても今後引き続き削減、見直し等々検証させていただく予定としております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。一番削減がしやすいところにまず手をつけられて、反対をしにくいところにそのことが行われようとしている。そういう提案になっています。過去に、2006年合併して当初のころでありますけども、ちょうど事業仕分けをしている、いろいろな地域でしているときに、職員の給与を一律4%削減するということがございました。そして、その翌年2007年でありますけども、3%から5%の賃金のカットをまた再度お願いするということがございました。職員もそれこそ断腸の思いで、そのことを受けざるを得なかった。当然議会で決まったわけでありますから、そうであります。そして、2007年の決算をされたときに3億7000万円の繰越金、努力の結果、不用額が出たということでありますけども、それが職員さんの懐から抛出したものを返そうというふうなことは一つも出てこなかった。このたびも先ほど美濃議員が言いましたけれども、この旅費日当に削減をするということによる経営的な金額といえますか、効果額が一般会計も全て含めて453万円というふうにありましたけれども、それをする前にしっかりと精査をして、歳入と歳出の部分で、そこをしなくてもいいような状況をしていくということが必要であろうと思うし、そして職員の団体のほうにどのような提案をされて、どういう状況になって今提案をされたのか、そこをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） 職員組合への提案ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。昨年来からの災害等ありまして、かなりの財政調整基金も少なくなっているというような状況も生まれておりますし、先ほど財政課長も言いましたように、今年に入りましてからは豪雪ということで、除雪費のほうもかなり要って一般財源が不足してきたという状況があります。この問題につきまして、職員労働組合のほうには昨年11月に提案をさせてもらっております。町民の方へも補助金等のカットの我慢をしていただくということで、この場を乗り切りたいということがありましたし、行革の中で、物件費等の見直しをしていくという条項うたっております、議会のほうでもご納得いただいているところでもございます。そういった面で、先ほど手のつけやすいところというようなお話がありましたけれども、とにかく物件費のほうをまずは手をつけて、そこから経費を捻出していきたいという思いが一つはありました。平成18年度に給与等のカットを職員組合にお願いしたときは、国のほうから三位一体攻撃というのをご存じだと思いますけれども、普通交付税のほうがかなりカットされてくるという状況がございまして、一般財源が非常にその当時不足してくるということもございまして、そういったものの中で給与カットなり、当時はこの日当もカットさせていただいたと思いますけれども、そういった経費節減を物件費の中、給与、人件費の中、給与カットさせてもらってきた経緯があります。このたびも、先ほど財政課長が申しましたように、一般財源が非常に不足してくるという状況が生まれておりますので、職員組合のほうには、そういった状況を説明させていただいて提案をさせてもらったところでございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 事の経緯は分かりました。私が先ほど言いましたように、歳入と歳出とい



うことで、歳入の確保をもっと本来、これまで国が負担をしてくれていたものがだんだんとその負担額が地方に任されるというふうな状況になりつつある。だから、地方財政の確立がなかなか難しい。そういう中で進んでいく方向がうまくいかないというふうなことになっております。そのことをよくわきまえていただいて、国へのやはり予算要求なり、昔、もう少し手厚くしてくれていたことに対して要望等をますます進めていく必要が私はあるというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） 現在も合併してから10年を超えたということで、普通交付税のほう減額、特例給付部分が減額されているということが続いておりますけれども、この普通交付税につきましては、地方固有の財源であるということにつきましては、町村会ははじめあらゆる場面でそういったものに対して国に要望をさせてもらっているところでございますし、今の交付税に対して、4税から交付税のほうは成り立っておりますけれども、そういったものについての割合が減額されてきているという状況もありますんで、そういったところも復活するようというところで、国のほうには要望を出しているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） まず私も、今、副町長が回答されましたように、国に対して意見書を、あるいは要望していく必要があるだろうと思っておりますし、私たち議会のほうも地方の財政を確立していくということで、これまでも何度も政府のほうには要望書、意見書を提出しておりますけれども、引き続き、そのことができるような取り組みもしてまいりたいというふうに思っております。今後とも、この町がスムーズな会計上の回転ができますように、ともにできればというふうに思っていて意見を終えたいと思っております。答弁があれば、承りたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 国のほうには全国段階からも、全国町村会等でいろいろな要望もしてきているところでありますが、現実、本町におきまして、非常に厳しい財政状況の中で、職員のほうにも理解を求めた中で、労働組合のほうも了解をしていただいたという中で、この旅費、実費部分はカットするわけではありません。旅費日当の中の日当部分をカットするということですが、これについては、賛成というよりも了解をしていただいたということでもあります。職員も一緒になって、この状況をこれから乗り越えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。まず、一般的に日当といいますと、一日の労働の対価というふうに解釈されておりますけれども、ここでいいます旅費の日当というのは、何に対する対価であるのか、あるいは費用弁償であるのか、お伺いしたいと思います。それから確認でございますけれども、今、答弁のほうでありましたけれども、職員組合の同意は得ておられるということでもいいのかどうか。それから同じように、旅費日当を支給しない条例が過去平成18年から20年まで3年間本会議で可決され、実行されたというふうに思っておりますけれども、18年がちょっと確認できておりませんので、それでいいのかどうかを確認いたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、日当の定義でございますけれども、これは明確なものはござい

せん。旅費、雑費といったようなことになろうかと思えます。職員組合との確認ということでございますけれども、先ほど副町長答弁させていただきましてけれども、昨年12月5日に確認書のほう交わさせていただいております。それから平成18年から給与4%、19年から2年間は5%というふうに記憶しております。合わせて日当のほうも3年間は支給を停止しているといった状況です。

○議長（伊藤久幸） 15番、大林議員。

○15番（大林正行） 日当については根拠がない。旅費の雑費であろうという答弁でございましたけれども、一つは、旅費の雑費というのは何でしょうか。旅費は実費が支払われております。それ以外に何が雑費なのか。根拠のないものを支給しておるということですが、そういうものが果たして支出できるのかどうか、ちょっと根本的な問題でございまして、そこをお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議員おっしゃるように、旅費、いわゆる公共交通でありますとか、そういったものは当然支給をされます。それとは別に、今現在、県内が1100円、それから県外1700円の日当が支給をされております。近隣の25キロ未満の旅費については半額、近隣市町については支給をしないといったような条件もつけておりますけれども、そういった支給がされております。旅費の雑費が何なのかということでございますけれども、申しわけございませんが、今現在明確な答弁は申しわけございません、できません。そういった日当とはといった理論的なところの整理はまだ今回手をつけているわけではございません。今回につきましては、内部管理経費の削減ということで、3年間の支給の停止をお願いしているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 日当の規定というご質問でございまして、事務提要等見ますと、職員が公務のため出張した場合、日当を支給しております。一定要件のもと、県内は1100円、県外の場合1700円を支給しておるところでございまして、その日当につきましては、電話代、それから目的地内の交通費、それから昼食代等々の雑費というような規定になってございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 15番、大林議員。

○15番（大林正行） 少し総務課長と違うんで、もうやめようかと思ったんですが、電話代であるとか昼食代というふうにおっしゃいましたけれども、そうなりますと、例えば出張先で昼食が出されたとき、あるいは午後出張すると、そういったときには支給しない、そういうふうな取り決めになっているのか、今、財政課長おっしゃったことについては、何か明確に規定したものがあのかどうか、ただの慣例であるのか、そこらを確認させていただきたいと思えます。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほど財政課長のほうが申し上げたのは例示ということで、例ですね。例えばこういったものですよという例示です。ですから、雑費と申し上げたとおり、その中の日当の明確なものというのはございません。例えばそういったものですよということです。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。ここに3年間とあるんですけど、例えばこれは財政状況がどういうふうになったら戻すとか、そういう具体的な数字とかはあるんですか。もし要ら

ないんであれば、もうずっと要らないかなと思いますし、要るんであれば、財政状況が回復というのは、どの段階でのことなのかなというのがちょっとわからないんですけど。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） 皆さんのほうにも出しているんだと思うんですけども、財政推計というものを今財政のほうやっています。その中で、この3年間については、どんどんと財政調整基金が少なくなっているという予測を立てております。その財政推計の中で、この3年間については、回復せずに徐々に下がって行って、ゼロとは言いませんけれども、危ない状態に、財政としては危ない状態になるという推計を出しております。この3年間というものは、そういった意味で、今ここに議案として出させてもらっているということでございます。

○議長（伊藤久幸） 12番、服部議員。

○12番（服部泰征） ということは、今後延びる可能性もあるしということですかね。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） 業務内容等の見直しを行いながらやっておりますけれども、その3年ぐらいたったところには公債費、起債の償還、これについて、かなり落ちついてくる状態が生まれるということでございますので、そういった意味で、それまでをこういった条例の中で規制をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（伊藤久幸） 12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 私も、自分の身を削るといふか、そういった姿勢はこの財政状況で、しょうがないかなと思うんですけど、そもそもこの議決が要る条件の分を、なぜこの予算の中にもう既に反映させて出てきたかと、そこら辺がもうちょっと説明があれば事前に、ぼんと出されても、聞いたものが入ってるよという、そこがちょっともうちょっと早目に、何か相談なり提案なりがなかったのかなと思うんですけど。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） いろいろと考えている中で、こういった状況が生まれてきたんでありますけれども、議会のほうに、事前に12月なりに予算組みをするときに、こういった状況が今あるんでということをしっかりお話をさせていただいてやるべきだったのかなというふうに今反省をしておるところでございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。先ほどから、この議案につきましてはいろいろ質問なり答弁なりがございました。お聞きしながら、やはりこうして財政が非常に悪化しておるということは私たちも肌で感じておりますし、承知もしております。また、そういう説明が随所でございました。その中で、日当3年間の不支給ということで条例出されておりますが、やはりこうした業務内容の見直し等もやられながら、いろんな財政推計もやられて、こうして、その延長線にあるということではありますが、やはりこうしたこと考えてみますと、財政推計は財政推計として、きちっとしたデータをもとに出されておりますが、昨年あたりの台風による大きな被害、こうしたものによりますます悪化しておるという状況は明白であります。そのために財政調整基金を積み立てておりますけども、これも昨年あたりで約10億ぐらいの減少、一気にですよ。そうしたことを考えると、事務事業の見直しというものをもっと大胆に大なたを振るうべきではないのか。今行われている行政の事務事業というものはむだなものはないと思っております。しかし全部が大事なわけではありますが、それをやっていきますと財政は破綻

してしまうという現状の中で、もっともっと大きな事務事業の見直し、削減、これをしていかなければならない状況に来ておもうわけであります。まず、そのことをせずに、先に日当に手をつけるというのは順序が逆であろうと私は思うわけです。そうした事務事業の見直しをしながら、日当を最後にどうしても、日当を削減することについては、これやぶさかではありません。しかしながら、ちょっと順序が逆ではないかと思っておりますが、その点について伺います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 当然、事務事業の見直し、これも並行してやっていくべきことだというふうに思っておりますが、経費節減できる部分は、まずはそういうところから取り組んでいながら、事務事業も見直すべきところがあれば見直していくということであります。基本的に、いろんな面で、まだまだ節約できる部分も私はあると思っておりますので、すぐに取り組めない部分も実際のところあります。そういった見直しも含めて、これからやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 町長のほうから、そうした見直しすべきところがあればやっていくんだということではありますが、これは早急にやっていかなければならない問題であります。一気に財政調整基金が10億も減少するなんてことはなかなか大変なことなんです。やっぱりこれは財政がまさに今危機的状況、まさに焦眉の急であるという自覚あるならば、もっとこの当初予算においても大きな大なたが振るわれてしかるべきであります。その辺について、あればやっていくということではなしに、きちんとやっていくんだということが明白でなければ、そして目標数値というものを当初予算についても、補正含めて29年度については175億ぐらい、当初予算について145億。しかし、これではなかなかまだまだ財政調整基金に頼らざるを得ない状況来るのではなかろうかと思っておりますが、事務事業の見直し、もっともっと積極的に行っていかなければならないわけではありますが、なぜこれが当初予算になかなか反映できなかったのか。そこをお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 先ほど来ご答弁させていただいておりますとおり、財政見通し、財政推計のほうは作成しております。30年度から5年間で約30億円以上の財源不足が生じることが想定されております。このことにつきまして、一番の要因は、普通交付税等の縮減等がありますけれども、この財源不足にどう対応していくかということが課題になろうかと思えますけれども、内部管理経費の削減ですね、まず。それから遊休地の売却、それから補助金等の見直しも今回30年度予算でさせていただいたところであります。事業についても政策協議で十分に内部で協議をさせていただいたものを上げさせていただいておるという経過でございます。議員ご指摘のように財政運営のプラン、目標を早急に設定する必要があるというふうに財政課では思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。議案第5号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例について反対討論を行います。職員の旅費日当が今年から3年間支払わないとする提案がされていますが、その提案の趣旨が理解できません。誰がこういう提案をしようとい

うふうに考えたのか、全く理解できないということでもあります。財政が逼迫しているから協力してくれということなのでしょうが、その原因は誰が起こしたのですか。町の職員が起こしたのですか。そうではないと思います。歳入の拡大の努力、歳出の削減努力の影がまだまだ見受けられない。あらゆる手だてを打った後に出された提案ならまだしも、身近で反対できないところにメスを入れるなど、こそくなやり方であると言わざるを得ません。職員の士気にもやる気にも大いに影響することでありまして、上司がしてはならないことだというふうに思います。この提案は、年間で453万円の削減がされるようではありますが、提案者が報酬で返還されるのはどうですか。そのこともお考えになったんだろうというふうに思いますけれども、いずれにしても、今こういう方法をとっていくべきではないと思います。歳入歳出について指摘するところはたくさんございますけれども、執行部のかじ取り能力に及ぶところが大きいですから、あとはしっかりと精査をしていただき、今後しっかりと財政の確立を願いたいと思っております。いずれにしましても、この提案については反対をさせていただくということでございます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 賛成討論はありませんか。15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。私は、議案第5号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例に賛成の立場で討論を行います。この条例案は、町長、副町長、教育長及び職員の旅費の日当であります県内1100円、県外1700円を3年間支給しないというものであります。同じ事例として、平成18年4月1日から3年間日当を支給しないという条例が可決され、実行されております。今回の条例案が併設されました背景を考えてみますと、平成30年度の当初予算は厳しい財政状況を鑑み、町民の方の痛みを伴う補助金の一律10%カットや75歳敬老金5000円の廃止、88歳、100歳の敬老金を約50%カットするというものも含まれております。しかし、それでも歳入が不足するため、将来の災害などのために蓄えてきた財政調整基金などを9億5000万円も取り崩して編成されたものでございます。このような厳しい予算編成にあつて町民だけに痛みを押しつけることはできないという思いで、役場職員の旅費の日当を3年間支給しないという条例が提出されたものと私は解釈しております。条例案の提出に当たっては、旅費の日当が3年間支給されなくなる職員の労働組合も承認いただいていると聞いております。もろ手を挙げて賛成というわけではないと思いますが、本町の財政状況に鑑み、苦渋の決断をされたものと思います。この英断に私たち議員は感謝することはあっても否決する理由はないと思います。職員の士気が低下するという意見もありますが、この町を愛する職員の気持ちは職員給与カットならいざしらず、日当の一時不支給でいささかも揺らぐものではないと確信しております。島根県海士町の前例を見ても、これは明白であります。削減額453万9000円は微々たるものであり、まだ先にやることがあるだろうという意見もありますが、経費の削減は紙1枚、封筒1枚、できることから手をつけていかなければ実現できません。まだ、先にやることがあるだろうというのはやりたくない理由にすぎません。そして削減額453万円は決して微々たるものではありません。職員一人が雇える金額であります。このように私は、執行部の苦渋の決断に対して反対する理由を見つけることができません。議会と執行部は車の両輪に例えられることがあります。片輪がとまったのでは、車は前に進むことができません。以上の理由から、私は、旅費日当を3年間支払わない条例案に賛成いたします。議員各位の賢明なるご判断、ご賛同よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第5号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例の反対討論を行います。この条例で年間の費用効果は、一般会計、特別会計合わせて約450万円とのこと。旅費日当は、職員が出張した際には、ふだん使わなくてもよいお金を使ってしまうので、その費用を町が実費弁償するために支給するものと考えますが、先ほどから言われているように、職員の士気を低めるものの、その効果は甚だ疑問があります。そんなに財政が厳しいのであれば、まず、町長や教育長の報酬や町長交際費180万円を削減すべきではないでしょうか。さらには、町丸抱えで、差別解消につながらない解放団体補助金47万円の撤廃、4200万円もの住宅新築資金貸付金の回収、企業立地奨励金のさらなる見直し、毎年3500万円もの指定管理料をつぎ込み続ける温水プールの見直し、まちづくり拠点整備への10億円の見直しなどを先に進めるべきと考えます。補助金を削減するなど、町民に負担をかけている中で、形だけ身を削っているだけだとの厳しい意見も寄せられており、私は、この条例に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第5号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立少数）

○議長（伊藤久幸） 起立少数です。したがって、議案第5号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例は否決されました。暫時休憩いたします。11時10分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 57分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第6号 北広島町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第6号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第6号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第6号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第8、議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この条例で新規に加わる手続は、指定居宅介護支援事業者指定手数料及び指定居宅介護支援事業者指定更新手数料ですが、これは県からの権限移譲との説明ですが、現在かなりの件数、予算が来ていると聞いています。大体でよろしいので、その規模はわかりますか。伺います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 県からの権限移譲といいますか、事務移譲という形になるんですけども、約100件程度ございます。金額的にそれに対する交付金でございますけれども、約3500万の交付金が平成29年度で入ってきております。これとは別に国県道の維持でありますとか除雪もございます。これはこの中には含まれてございません。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） かなりの専門的な業務も含めてですが、来ると。このため、この事務を執行する上で通常の業務に支障はないか。今議会でも間違いが幾つかあって危惧されるわけですが、支障はないか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 事務が移譲されるということですから、事務量が当然ふえるということになります。通常業務に支障があるなしではなく、それは事務が移譲されるわけですので、それは事務はこなしていかななくてははいけない。加えまして、かなり専門的なものの中にはございますので、そういったところでは県でありますとか、大きな市の指導を仰ぐといったようなことも行っております。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 平成25年7月に内閣府が全国の都道府県、市町村1789団体を調査しています。これによると、おおむね支障はないが32%、具体的な支障があるが15%、残りの52%は、今後の執行状況を見て判断したいと回答しています、5年前。支障があるのうち一番回答の多かった事務は、指定居宅介護サービス事業者の指定等18%になっています。そして今後の移譲事務執行上の課題ということでのアンケートの回答では、多くの市町村から、国、都道府県からの情報提供や移譲事務に関するノウハウ蓄積、または専門職員の養成のための助言、支援が必要、業務導入に伴う人員措置が必要と回答しています。そこで伺います。権限移譲は、住民に最も身近な市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするためとのことですが、本来の町の業務に支障が出ているようでは逆効果です。無批判に受けるのではなく、しっかり関係機関に改善を求めるべきと考えますが、町長の所見を伺います。
- 議長（伊藤久幸） 町長。
- 町長（箕野博司） 県からの事務移譲、権限移譲等受けれるものは受けていくというような形で、今までも来ておるんだというふうに認識しておりますけども、当然改善をすべき点があれば、

それは要求していくということになろうと思います。

- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第8号 北広島町表彰条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第9、議案第8号、北広島町表彰条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。表彰条例が出されて、これまでなかったのだなというのを改めて思ったわけでありまして、今、町の北広島町の広報でありますとか、あるいはきたひろネットで町が表彰するというのはこれまでもあったわけでありまして、この条例がなかったわけでありまして、これまではどういうふうな背景をも得ながら、表彰ということをしておられたのかということと、それから当面、この条例をつくろうということですから、該当者が今いらっしゃるからつくるとかなということをお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 今現在表彰条例ございませんので、明確な基準はございません。該当の方がいらっしゃる場合にさまざまところからご意見等いただきますので、そういった方がいらっしゃる場合には、町の執行部、それぞれの分野、担当課も含めて、これまでは判断をさせていただいたところですので。明確な規定がないといったことですので、そういった明確なものをつくろうといったこととでございます。今現在該当者がいるといったことではございません。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） この表彰条例の第6条に表彰の適正を期するため、北広島町表彰審査委員会を置くということとありますが、これは何人ぐらいを置かれるというふうに考えておられるのかお聞きします。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） まだ具体的に人数等は検討している最中でございまして、まだ、具体的な数字は出ておりません。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この表彰条例をつくる点について、町民から意見を聞かれたのか伺います。また、表彰対象者に町長、教育長、議員が含まれるのか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） この条例をつくることに関しては、そういったご意見等は伺っておりません。それから、町長、教育長、議員、そういったところも条例の中では明記はしておりませ



んけれども、施行規則でありますとか、そういったところで明確なものをつくっていきたいと思っております。

- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 他市町の条例を見ますと、そうなっていて、規則でやっていますが、ほとんど町長、教育長、議員が含まれております。しかし庄原市の表彰条例の規則を見ますと、町長、議員は含まれておらず、教育委員は行いますが、教育長は除いています。町民から誤解、お手盛りと言われたいようはつきりさせる必要があると考えます。そのため表彰制度はもっと町民の意見を聞いて慎重にすべきと考えますが、延期する考えはないか伺いますが、町長、議員、教育長について、もう一度、ないのか、これから考えていくのか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） これから検討を行ってまいります。
- 議長（伊藤久幸） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 6番、森脇でございます。1点お聞きをしたいと思うんですが、これまで表彰条例がないということで、内部でいろいろ検討しながら表彰していたということでございます。これまでも写真であるとか絵画とかを寄贈していただいた方に感謝状を贈ったという説明があったと思いますが、このたびの表彰条例で、表彰審査委員会を置くということで、今後、施行規則で詳しく決めていくということですが、この第2条見てみますと、そういった物品等を寄贈された方が対象になるものなのかどうか、絵画なり、値段的なものもあるでしょうが、そういったものをすぐ審査委員会を開催をして、どうするかというふうなことになるかと思いますが、今の状況を説明いただければと思います。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 絵画等に関しては感謝状をこれまでも出したような経緯がございます。今回の表彰条例も感謝状、第4条のところで、表彰状または感謝状を贈って、これを行うといったことを書かせてもらっております。それから価格100万円以上の金品を町に寄附した者というのが第2条でございます。ですから、価格に換算をしてということになるかと思えます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第8号、北広島町表彰条例に対し、反対の理由を述べます。質疑で、町長、教育長、議員を除くかどうか聞いたところ、これから検討していくとしてはっきりとした答弁がありません。現在の状況は、表彰の根拠がないからの説明ですが、町の表彰が町民の総意を踏まえたものになるかどうかには疑問があるとの意見も住民から寄せられています。そのような中で、町民の方々から意見を聞いていないため、拙速に決めるべきものではないと考え、この表彰条例に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第8号、北広島町表彰条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第8号、北広島町表彰条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第10、議案第9号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第9号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第9号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第10号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第11、議案第10号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第10号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。この条例は、平成30年度からの県単位化に伴って、県内市町の保険料を統一させることを前提とし、6年間の激変緩和措置の1年目の国保税を決める条例です。一般質問や質疑でも明らかになったように、1、現在でも国保税が高過ぎるとの意見が多くある中、これ以上の値上げは、町民の命と暮らしを脅かすものであること。2として、払えない人がふえると県への納付金が100%納められなくなり、資格証発行や差し押さえなど徴収を強化し、また保険料率を上げざるを得なくなる悪循環を繰り返すことになること、3つ目として、北広島町の国保税は、県内で安いほうから5番目ですが、統一保険料になると、1人当たり16%、県内で5番目の引き上げになることです。4つ目は、元気づくり事業やジェネリック薬品の普及などの努力が北広島町の国保税に反映されないことです。5つ目は、そもそも医療機関が身近にあり、いつでも必要なときに受診できる都市部と違い、北広島町は耳鼻科や皮膚科も少なく、高い国保税を払っても必要な診療を受けるためには交通費や時間がかかるなど、医療環境が公平でないことです。そのような単位化を進めるための条例には反対です。なお、次の議案第11号、国民健康保険条例の一部改正についても反対する理由といたします。議員各位のご賛同お願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第10号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第10号、北広島町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 2 議案第 1 1 号 北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 1 1 号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第 1 1 号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 3 議案第 1 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第 1 3、議案第 1 2 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 1 2 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第 1 2 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 4 議案第 1 3 号 北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第 1 4、議案第 1 3 号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 1 3 号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第13号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第14号 北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第15、議案第14号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第14号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第14号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第15号 北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第16、議案第15号、北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第15号、北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第15号、北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第16号 北広島町敬老金条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第17、議案第16号、北広島町敬老金条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。これは敬老金の支給でございますが、人数が多く、財政的な負担が多いということで、多分、条例改正になるんだろうというふうに思いますが、これまでは75歳、88歳、100歳というところで祝金が出ていました。条例改正によると、75歳はもうなくなって、88歳と100歳ということですが、今日はせっかくこのライブ放送お聞きになっておられる方がいらっしゃると思います。その方たちは、

ここの場で決まりました、物言えぬ状況で決まるということでもありますから、今のところ、昨年で結構ですから、75歳の方が何人、88歳の方が何人、100歳の方が何人で、どれだけの負担が要ったのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 平成29年度の対象者の件数ですけども、75歳が222件、それから88歳の方が219人、100歳の方が9人おられました。支給金額ですけども、トータルで375万円ほど支出しております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 祝金をいただければありがたいなというふうに言っているだろうというふうに思います。そしてまた、毎年毎年その年齢に達せられる方がいろいろと年齢層によって違いますから、一概には言えませんが、今375万円がトータルであるというぐらゐの金額、ぐらゐのというのは語弊があるかもしれませんが、であれば、ぜひ支給をしていただければいいのになというふうには、これまで一生懸命地域のために頑張ってきた方たちでございますから、そういうふうな気持ちを持って、私は、この条例案の提出には賛成できないということを申し伝えておきたいと思ひます。以上です。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第16号、北広島町敬老金条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。（挙手多数）

○議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第16号、北広島町敬老金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

○議長（伊藤久幸） 日程第18、議案第18号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第18号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第18号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 19 議案第 19 号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第 19、議案第 19 号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 19 号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第 19 号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 20 議案第 20 号 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第 20、議案第 20 号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第 20 号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第 20 号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 21 議案第 21 号 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第21、議案第21号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第21号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第21号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第22号 北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第22、議案第22号、北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） この条例なんですが、町内の医療機関に勤める方を増やすという目的で、制度的にはいいと思うんですが、例えば退職された後とか転職されたとかで、ある程度年齢いっての方とかは対象としてはどれぐらいまでがあるとか、そういった規定があれば。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課からご回答させていただきます。本条例の貸付対象者についてでございます。年齢制限は設けておりません。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。これまでの医師、あるいは看護師に加えて准看護師が学校に行かれた期間が2年間、1.5倍の勤務を地元で行われればということですが、月額5万円ということですが、まず、これまで看護師さんについては利用者がありましたけども、中途でお支払いをされて、ご辞退をされたという経過があります。医師については、まだ1件もないというふうに私は記憶をしております。そして、准看護師にということで、その枠を増やしていくということは、その地域でのニーズがあったんだろうというふうに思いますけども、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 准看護師を増やした理由でございます。議員おっしゃいますように、地域の医療機関の病院長との会議を設けております。その中で、北広島町の現状からいくと、准看護師の方もニーズとしてあるということがありましたので、今回、条例の中に入れていただいております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） ニーズがあったということですが、そのニーズがまたさらに広

がって、例えば薬剤師、あるいは歯科医師等に広がる可能性もこれからはあるのかなというふうに思いますが、今のところ、そういうところまでは意見が出ていないというふうに理解すればいいですか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現時点におきましては、歯科医師、薬剤師については考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。人不足ということで、この貸付制度が制定されたわけですが、大変効果の上がる制度だというふうに喜んでいただけましたが、先ほどもありましたように、なかなか申請をされる方が少ないというか、成果がなかなか上がらないという声をこれまでもお聞きをしておりました。先ほどの質問で、答弁がありました病院の関係者の方に聞いて、准看護師のニーズがあるんで付け加えたということですが、そのほかにも例えば看護学校なり医学部等で学んでおられるような方の対象になると予想されるような方の意見なり思いを聞かれたというのはあるんですか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現在、看護学校等に行かれています方の意見についてでございますが、直接に聞く機会は設けておりませんが、29年度に看護学校のほうに、2つの学校のほうに行かせていただいて、本事業の紹介をさせていただいております。保健課のほうに本事業についての問い合わせ等ございましたときに、やはり准看護師の奨学金はないのかという問い合わせが何件かございましたので、そちらのほうの意見も参考にさせていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） せっかくの貸付制度ですので、今後も幅広く意見を聞いていただいて、少しでもたくさんの方がこういった制度を利用できるように、耳を長くしていただきたいということを要望しておきます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第22号、北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第22号、北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第23号 北広島町森づくり基金条例

○議長（伊藤久幸） 日程第23、議案第23号、北広島町森づくり基金条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって



討論を終わります。これより議案第23号、北広島町森づくり基金条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第23号、北広島町森づくり基金条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第24号 北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第24、議案第24号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。企業立地奨励金の率や額を改正するとのことですが、改めて、なぜ改正するのかを簡潔にお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 今回改正させていただき理由につきましては、当初、この条例につきましては、工業団地等に企業を立地することを目的として制定をしております。現在、町内の工業団地につきましては、販売する場所が全て完売をしておりますので、条例につきまして改正をさせていただきました。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 完売したんで、立地するための奨励金は変えるということですが、この第6条の1、2は改正していません。これは工場等設置奨励金ですけども、これは新設し、または増設した工場等が操業開始した日以後において、当該工場等の事業に供している固定資産税に対して新たに課税されることになった年度から起算して5年度間における各年度の固定資産税相当額を会計年度5000万円を限度として免除するとあります。かなりの額であり、なぜ今回、これは改正をしないのか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） この固定資産税につきましては、過疎自立促進法に基づきます措置に基づいての対応でございます。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 過疎自立促進法であれば、町単独の費用というのはいないのでしょうか。伺います。
- 議長（伊藤久幸） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 普通交付税により措置をされます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第24号、企業立地奨励金条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。この条例は、効果的な企業集積と雇用機会の拡大を図るため、町内の工業地域、準工業地域における工場等の新設及び拡充に対する奨励金のうち、土地取得、設備取得、地元雇用に対する奨励金の助成率や額を縮小するものです。先ほど質疑でも伺いましたが、今回、工場等設置奨励金は見直されていません。財源が普通交付税措置されるという

ことですが、この普通交付税そのものも安定したものとなっております。既に工業団地等は完売し、雇用状況も変わっています。さらに町の財政状況が今後ますます厳しくなってくるとの認識であるなら、中途半端な見直しでなく、工場等設置奨励金を含め、もっと大胆に見直す必要があると考えます。そして生まれた財源は、地元の中小企業、小規模企業の支援に活用すべきと考えます。それはまた地域でお金が回る仕組みを作り、地域経済を活性化させる道です。今後どうしても必要になれば、再び奨励金制度を作ればいいと考えます。以上を主な理由として、今回の企業立地奨励金条例の改正に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第24号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第24号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第25号 北広島町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第25、議案第25号、北広島町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第25号、北広島町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第25号、北広島町都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。1時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 00分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

議案に入る前に、先ほど日程第18、議案第18号を議題とする中で、採決をする際と可決を宣言する際に、議案名を一部改正する条例と誤っておりました。正しくは、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例です。訂正いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第26号 北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第26、議案第26号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第26号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、議案第26号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第27号 芸北高原の自然館設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第27、議案第27号、芸北高原の自然館設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。  
提案理由の中に高原の自然館の利用促進を目的としてというふうにありますけども、現在、入場料が100円ですが、それを無料にしたら利用促進につながるというふうなニュアンスにとれるわけですが、現在大体どのぐらい行かれて、無料にしたら、どのような形になるのかということをお伝えしたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 芸北高原の自然館の入場料ということでございます。昨年度、入場料無料ということで試行を行ったところでございます。そうしましたところ、約50%の伸びで、2000人ぐらいの利用があったというところでございます。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） これまで有料であったということを承知しとらんかったんですけど、だいたい行ったら、もう無料で入れるんだらうというふうな雰囲気ですの場に行きますから、行かれた方が有料であるということで入りづらかった、ええっというふうに思われたんじゃないかと思いますが、そこら辺のだいたい実態といいますか、状況はどうだったんでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） おっしゃいますように、芸北高原の自然館は展示室のみが有料であるという施設であります。よって、中に入りまして、左側の奥に行くときには有料になりますので、そこに職員さんがいて料金を払っていただくというところがございます。提案理由の中にもありますように、芸北の高原を観察する方のビジターセンターとして中に入っていた

いて自然に関する知識、こういったところしっかり身につけていただいて、けがの防止でありますとか自然破壊の防止、そういったところの知識をつけていただいて入っていただくということで、今後、無料化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第27号、芸北高原の自然館設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第27号、芸北高原の自然館設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第28号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第28、議案第28号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第28号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第28号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 議案第29号 北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第29、議案第29号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第29号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第29号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第30号 北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第30、議案第30号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第30号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第30号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第31号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤久幸） 日程第31、議案第31号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第31号、指定管理者の指定についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第31号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第32号 字の区域の変更について

○議長（伊藤久幸） 日程第32、議案第32号、字の区域の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第32号、字の区域の変更についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第32号、字の区域の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第33号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 議長（伊藤久幸） 日程第33、議案第33号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第33号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第33号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第34号 財産の無償譲渡について

- 議長（伊藤久幸） 日程第34、議案第34号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第34号、財産の無償譲渡についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第34号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第35 議案第35号 平成29年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第35、議案第35号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。歳入の6ページですが、この中の住宅使用料、町有千代田住宅使用料550万円増額になっています。委員会で説明がなかったと思うんですが、年度末になって550万円の増額の理由は何かお伺いします。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 基本的には歳入見込み額に合わせたということでございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。予算書の歳入の6ページであります。バス運行事業であります。当初、補正前の金額が二億八千いくら、それからこのたびの補正が600万円あります。2億9000万になるだろうということですが、その六百何万の補正であるという状況が、実績が少ない、バスに乗り手が少ないから、それを補助するんだということだろうと思いますけども、これは事業者の努力によって改善するというようなものでもないでしょうから、どのような状況、取り組みをしていけば、その補正がなくてもいいような状況になるのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今回、増の補正をお願いしておりますけれども、今後こういうことがないようにするにはどうすればいいかということでございますけれども、なかなか、今おっしゃられたとおり、事業者の努力でということ難しい部分がございます。現在、再編計画を立てておりますけれども、利用実態に応じた運行方法、利用の需要に応じた運行方法に変えていくというふうなことがこれからの取り組みに必要なだと思っております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） いずれにしても大きな金額でありますから、しっかりと予算は組みましたが、その予算の成果が十分にできるように計画を練っていただきたいなというふうに思っています。それから歳出の28ページであります。補正の減でありますけれども、地域施工支援事業というのがございます。これは地域で協力し合いながら、破損したところなどを修繕をしていこうという事業だろうと思います。上限が20万円だろうというふうに思います。そして、このたびの昨年の集中豪雨による被害もこの地域施工事業で行うというふうなこともございました。それが、これを見るとかなり、2570万の減ということであります。この予算を次の年に移動するというふうなことなら、私も理解するんでありますが、補正減の額が20万で割りましても、125件になるわけであります。非常に大きな金額、そこをもう少しお聞きをしてみたいというふうに思います。それと併せて38ページも少しお聞きをしてみたいんですが、これは道路改良事業の請負費であります。それも2800万近い減が行われております。それらも併せて、この時期に補正減がこれだけの金額行われるのはどういうことなのかということの説明をお願いしたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） まず、地域施工支援事業の減額ということのご質問でございますが、この地域施工支援事業、7月補正で、災害の復旧に充てるということで4000万円の補正をいただいて本年度執行してまいりました。その後、災害に関連する地域施工支援事業ずっと受け付けをしております、現在のところ、基本的には、もう受け付けをしてない状況があります。必要なところはほぼ申請のほうはたまわっていると考えております。その精算といえますか、歳出見込みに合わせまして減額をしております。本年度は特に災害復旧の地域施工に充てるということで、たくさんの金額、例年よりも多くの金額をとということでございますが、もう来年度は通常に戻すという考えでございます。それから道路新設改良の減額ということでございますが、多くは工事請負費と、それに伴う公有財産購入ということでございます。これは一応国の交付金を財源にしております。それと過疎、合併特例債等々の起債を財源にしております都合上、それらの財源調整も含めまして減額をさせていただいております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 地域施工の補助金でございますが、これはさっき建設課長も言われましたように、期日が決まっております、かなり受け付けをする期日が割と狭い、狭いといえますか、余り幅がないという期間があったというふうに思うんで、ひょっとして漏れとるところがありやすいかなという気がせんこともないんです。そういう気持ちを持ちながら、今、もともと質問をしているんですけども、かなり、またもう一度同じこと言いますけれども、期限、いついつまでに報告をしてください。その期日までに間に合わなかったら、そのことができないかもしれませぬよというふうなことがあって出たようなことであります。それで、これだけの補正

減が出たのかなという気がします。そういうことはありませんか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） もともと地域施工支援事業は単年度事業ということで、その年度中に完成を確認するというごさいますので、基本的には、通常の事業でありますと、4月から9月までが申請の時期ということでさせていただいております。災害につきましては、たくさんあったのは芸北地域ということで被害が多かったわけですが、そこにつきましては、区長さん等々をお願いをしたりして、それらの要望の収集に当たっているというごさいます。30年度も当然地域施工支援事業はごさいますので、もし、漏れていたというのは、その性質上、ちょっと私どもには理解が難しいところがあるんですが、来年度かかろうという方がいらっしゃれば、早目に申し込みのほうしていただければと思います。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第35号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第7号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第35号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第36号 平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（伊藤久幸） 日程第36、議案第36号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第36号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第36号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 議案第37号 平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（伊藤久幸） 日程第37、議案第37号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第37号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を採決します。本案について原案のとおり決定するこ



とに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

- 議長(伊藤久幸) 挙手全員です。従って、議案第37号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 議案第38号 平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

- 議長(伊藤久幸) 日程第38、議案第38号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第38号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

- 議長(伊藤久幸) 挙手全員です。従って、議案第38号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議案第39号 平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第4号)

- 議長(伊藤久幸) 日程第39、議案第39号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第39号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

- 議長(伊藤久幸) 挙手全員です。従って、議案第39号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 議案第40号 平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第4号)

- 議長(伊藤久幸) 日程第40、議案第40号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第40号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手多数)

○議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第40号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 議案第41号 平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（伊藤久幸） 日程第41、議案第41号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第41号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第41号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 議案第42号 平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（伊藤久幸） 日程第42、議案第42号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第42号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第42号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 議案第43号 平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（伊藤久幸） 日程第43、議案第43号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第43号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第43号、平成29年度北広島町後期高齢者医

療特別会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 議案第44号 平成29年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第44、議案第44号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第44号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第3号を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第44号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 議案第57号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第45、議案第57号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この条例は、介護保険料の値上げを決める条例です。今、年金が削減され、収入も減る中、国保税は6年間で16%の値上げ、後期高齢者医療制度も値上げ、そして介護保険料も大幅に値上げされれば、お年寄りに大変な負担をかけることになるのではないかと危惧されます。この点、町長は痛みを感じないか、伺います。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。おっしゃるとおり、介護保険料、今回増額となっております。高齢者の方の負担が大きくなること重々承知しておりますが、介護保険事業の運営に必要な金額としての条例改正でございます。今後も引き続き介護予防、併せて重度化予防に取り組んでまいります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そういう状況は分かるという保健課長の話でしたが、少しでも値上げを抑え、暮らしを守るために、以前からも言いますように、一般会計からの繰り入れをする考えは全くないか、町長に伺います。
- 議長（伊藤久幸） 町長。
- 町長（箕野博司） 介護保険料につきましては、今回も値上げをお願いするところであります。非常に苦しい状況であります。そういったところもありますが、やむを得ないというふうを考えております。社会保険料関係につきましては、この制度の見直しも含めて、国のほうには要望をしておるところでありますけれども、現状の中では、こうした措置をとっていかねば成り立たないという状況でありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第57号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、平成30年度から3年間の第7期介護保険計画に基づき、保険料を改定するものです。基準額は、月額6342円が6720円に、年額にすると4540円増え、8万640円にもなります。第6期は県内で2番目に高かった北広島町の介護保険料ですが、今回はさらに最も高くなるのではないかとも言われています。そもそも介護保険が始まった平成12年、第1期の保険料は全国平均で月2911円でしたので、18年で2.3倍にもなるのです。年金が減っている中で、こんなに高くなっては、ますます負担は大きくなり暮らしていけません。ところが、介護保険料は65歳になると年金からいや応なしに天引きされるため、いくら支払っているのかよくわからないのが実情です。今回、介護保険の基金から3年間で8000万円繰り入れることは評価しますが、そもそも介護保険とは、介護を必要としている人が日常生活を送れるよう、介護や支援サービスを当人や家族の負担を減らして受けることができるようにするため、社会全体で支援する制度としてスタートしたのです。しかし高齢化が進めば、介護を必要とする人は増え、保険給付もふえます。しかし半分を被保険者が支払う仕組みでは、保険料は際限なく上がっていき、制度そのものを維持することはできなくなります。制度を維持し、払える保険料にするためには、国などの公費負担を増やすことが不可欠であり、あらゆる機会に働きかけていかなければなりません。しかしそれまでは町の一般会計から繰り入れしてでも、少しでも値上げを抑えるように提案していますが、実現しようとはされません。先日の新聞報道では、来年度から後期高齢者医療制度の保険料が広島県で年間平均1143円上がるとのことです。また、国民健康保険料は6年間で16%も引き上がります。これに加えて介護保険料の大幅値上げでは、お年寄りに大打撃を与えることは明らかです。町長は苦しい状況であるから、やむを得ないのご答弁でしたが、やはりこの姿勢は残念でなりません。よって、この条例には反対せざるを得ません。併せて議案第49号、平成30年度介護保険特別会計予算は、この介護保険料の大幅値上げを含んでおり、この予算にも反対することを述べておきます。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第57号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 予算審査特別委員会の審査報告

- 議長（伊藤久幸） 日程第46、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第45号、平成30年度北広島町一般会計予算から議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算までの予算関係議案12件については、予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会、宮本委員長。

○予算審査特別委員長（宮本裕之） 平成30年3月20日 北広島町議会議長伊藤久幸様。予算審査特別委員会委員長宮本裕之。議案第45号から議案第56号の平成30年度北広島町一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の予算審査特別委員会の審査報告書。1、審査対象、議案第45号、平成30年度北広島町一般会計予算、議案第46号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第47号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計予算、議案第48号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第49号、平成30年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第50号、平成30年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第51号、平成30年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第52号、平成30年度北広島町診療所特別会計予算、議案第53号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算、議案第54号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算、議案第55号、平成30年度北広島町水道事業会計予算、議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算、以上12件。2、審査期間、平成30年3月12日から16日までの間、3日間。3、付議事件、議案の訂正について、議案第55号、平成30年度北広島町水道事業会計予算、平成30年3月16日付で町長より申し出のあった議案の訂正については、議会運営委員会です承され、同日、本特別委員会において訂正内容は妥当であると周知し、当該議案の審議に当たった。4、審査方法、平成30年第1回北広島町議会定例会開会の3月5日に平成30年度北広島町予算関係12議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会を設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月12日、15日、16日に招集し、3月12日は、執行者等の出席を求め、各会計の予算説明を受け、その後、15日、16日の2日間で質疑を行い、慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。5、審査結果、付託を受けた平成30年度北広島町予算関係議案12件については、原案可決と決定した。6、審査意見、平成30年度予算は、第2次箕野町政になって2年目の予算編成となるものである。大型事業の大朝体育館の改修等の事業が完了し、一般会計予算は146億4000万円で、前年に比べ2億3000万円、率にして1.6%の増となっている。歳入のうち町税は、個人所得の上昇や景気回復などの影響が見られるとし、個人、法人町民税とも増、固定資産税は、償却資産について企業進出等による増で、全体として増額となるが、地方交付税では普通交付税の合併特例加算分の段階的な減少の影響による2億円の減、臨時財政対策債の減を含め、トータルで2億4000万円の減額が見込まれるなど、厳しい財政状況の中、各種補助金の一律10%のカットでの1680万円減や財政調整基金、減債基金、地域振興基金、過疎地域自立促進基金を9億5000万円繰り入れての予算編成となっている。平成30年度の主要施策・事業の展開では、第2次長期総合計画を基底に事業展開が行われる。新規事業としては、結婚、妊娠から出産、子育てまでワンストップで支援を行う子育て世代包括支援センターネウボラきたひろしまに期待したい。安心して子育てができる拠点を設置し、保育士、保健師、助産師等の配置により、母子保健、産後ケア、育児支援など子供の健やかな成長を支えるための環境を整備し、相談支援体制の充実を図ることは、この町の子育て世代の大きな力となり、若者、子育て世代の定住にもつながることになる。また、生活交通体系の構築では、通学、通院など地域の暮らしを支える交通手段をホープタクシーの充実を柱とした再編に向けての実証運行及び乗り継ぎ拠点の整備などが重点課題として位置付けられる。豊平病院及び診療所等の地域医療については、指定管理者、地域住民、行政、議会がともに協力して、人口減少、高齢化を考慮した町全体の地域医療体制の構築に努めていかなければならない。本特別委員会の中では、消

防団活動服の更新に当たっては、早急に更新する必要性がないのではないかと多くの意見が多く出て、再検討事項とするとの回答であった。また、補助金の一律カットよりも個々の事業の精査、実施の必要性など、各種課題への取り組み、施策に多くの質問、要望、提案等がなされている。これらを真摯に受けとめ、課題解決に向けて早急に取り組んでいただきたい。厳しい財政状況の中で、事業の選択と集中、業務の効率化、経費削減等の徹底を進めながら、限られた財源で最大の効果が上がるよう求める。平成30年度は、昨年の7月豪雨災害の復旧が本格的に始まる年であるが、ネウボラ事業、生活交通の再編など、町長の施政方針である、心豊かで将来に希望が持てるまちづくりに向けて、町長、管理職及び職員が一丸となって知恵を絞り、危機感、スピード感をもって事務執行に当たられるよう求めて、報告とします。

- 議長（伊藤久幸） これでは委員長報告を終わります。これより予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより予算関係議案12件について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係議案12件については、委員長の報告は全て原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第47 議案第45号 平成30年度北広島町一般会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第47、議案第45号、平成30年度北広島町一般会計予算について、討論を行います。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第45号、平成30年度北広島町一般会計予算に対する反対討論を行います。平成30年度の当初予算は、緩やかな景気の回復と言われているものの、町民の実感としては、少しもよくなっておらず、さらには合併後12年を経過し、普通交付税の合併特例加算が毎年約2億円も段階的に減額になる中で、どのような予算を組むかが問われています。今回の予算で、歓迎する新規事業に千代田高校の公営塾運営補助金、医療従事者育成奨学金制度の見直し、消防本部庁舎の浴室や芸北出張所の雨漏り、大朝出張所の耐震診断などがあります。しかし、もっと住民の意見を聞くべきと考える事業があります。主なものとしては、42件、1683万5000円もの各補助金の削減、老朽化によりプールを撤去する新庄小学校プール、支所職員を11名に削減し、基本的に窓口業務と地域づくり業務とし、それ以外は本庁へ一本化する支所機能の見直し、そして産業フェアの中止などがあります。また、事業を成功させるために体制強化が必要なのがネウボラ事業です。妊娠から子育てまで切れ目なく、ワンストップで支援するネウボラ事業を成功させるためには、各地域の子育て支援センターの体制の強化は不可欠であり、保育士の増員などを強く求めるものです。地方公共団体である北広島町の本来の役割は、地方自治法第1条で規定されている福祉の増進です。そのための財源をどう確保するかが最大の課題であり、財源を生み出すために修正、見直しが必要と考える主な予算について5点述べさせていただきます。第1は、オリンピックのドミニカ事前合宿の見直しです。当初から、事業費が明確でありませんでした。今回の予算に953万円が計上され、これまでの渡航費など495万円を含めると1448万円となります。さらにその上、2年間で幾らかかるか分かりません。この事業は、町民から要望されたとは思え

ず、財政が厳しいとの理由で、今回削減した補助金とほぼ同額の財源をつぎ込むことに同意できず、もっと町民の意見を聞くべきです。第2は、千代田のまちづくり拠点整備です。平成30年度に実施設計するための公募型プロポーザルを行っていますが、総事業費が10億円以内となっています。老朽化した千代田中央公民館の建て替えには賛成ですが、緊縮した財政を組み、町民に対し犠牲を払っている中で、箱物に10億円、周辺整備合わせると14億円もかけるべきなのか疑問があります。それより質疑で提案したように、千代田の拠点整備の費用は、極力絞り込み、旧3町の公民館の整備、とりわけエレベーターがなく、お年寄りが使えない豊平中央公民館の整備や支所へのエレベーター設置で使っていない3階の利用などを検討すべきと考えます。第3は、企業立地奨励金です。今議会に見直す条例が提案されていますが、現在、企業立地を進める土地もほとんどなく、雇用状況も変化しており、抜本的に見直すべきです。大胆に見直すとともに、基本的には奨励金を廃止し、福祉予算に回すべきです。第4は、住宅新築資金貸付金4200万円と解放団体補助金47万円です。質疑で、住宅新築資金貸付金の回収のための抜本的な解決策を示すことができず、毎年貴重な町民の財産である債権を放棄しています。また現在、差別意識はほとんど解消され、国の特別措置法も終了している中で、差別の実態調査も考えていかなければならないと、かつての悲劇を掘り起こすような驚くべき認識が示されたのは、いまだに解放団体補助金を残しているからであり、真に差別を解消させるためにもきっぱり廃止すべきです。第5は、温水プールです。毎年3500万円の指定管理料を払っているのに、お金を払って利用する人は1年間で1万5500人で、目標の2万人を下回り、また、千代田以外の方はほとんど活用していません。当初の全町のセンタープールとしての約束を果たしておらず、年々財政が厳しくなる現状の中で、今後温水プールとして存続させるのかどうか、町民に問いかける必要があります。第6は、予算特別委員会で執行停止となった消防団活動服更新事業1700万円です。電源立地交付金1100万円、一般財源600万円をかけて消防団の制服を更新する計画でしたが、まだ新しく、更新は必要ないとの議論になり、執行停止となりました。関係者の意見をよく聞き、どうしても必要な予算に充てるべきと考えます。今後の北広島町にとって財源をどうするかは重大問題であり、不要不急、急がなくてもいい仕事は後回しにしてでも町民の福祉の増進のために、そして将来にとって、その足場を築くために使うべきと考えます。そのためには、まちづくり基本条例の精神を生かし、町民と情報を共有し、意見をしっかり聞いて進めるべきです。しかし、補助金の削減など、まだまだ町民の意見を聞いて決めるべき事業がたくさんあるため、平成30年度一般会計当初予算に反対をいたします。議員各位のご賛同お願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 次に賛成討論を許します。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第45号、平成30年度北広島町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第48 議案第46号 平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第48、議案第46号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第46号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算の反対討論を行います。今回の予算の大きな特徴は、これまでの北広島町から県に単位化されることです。この県単位化に対して、この間、私は一般質問や条例質疑の中で、国保税の統一保険料による大幅値上げ、際限のない徴収強化と保険料値上げの悪循環となることを指摘してきました。平成30年度の予算は退職被保険者等が減少することにより、その国保税が減額になり、また、国の1200億円の補助を反映して、全体の国保税収入は昨年より減額となっています。しかし激変緩和の1年目であるこの予算を認めれば、6年後には統一保険料となり、1人当たり16%も値上げされることを認めることとなります。今でさえ高過ぎる国保税には悲鳴が上がっており、払うことができない人たちがいる中で、これ以上の大幅値上げは住民、町民の暮らしを一層苦しめることとなります。また現在、北広島町単独で実施されている特定健診無料、人間ドックやがん検診の助成について、質疑では引き続き実施するとの説明でしたが、今回の条例で、他市町より高い葬祭費が2万円引き下げられ、3万円に平準化されます。これを見ても、同じようにサービス低下されるおそれは十分考えられます。このような国民健康保険の県単位化を認めるこの予算には反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第46号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第49 議案第47号 平成30年度北広島町下水道事業特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第49、議案第47号 平成30年度北広島町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第47号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第50 議案第48号 平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第50、議案第48号 平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討

論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第48号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第51 議案第49号 平成30年度北広島町介護保険特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第51、議案第49号 平成30年度北広島町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

- 議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第49号、平成30年度北広島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第52 議案第50号 平成30年度北広島町電気事業特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第52、議案第50号、平成30年度北広島町電気事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

- 議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第50号、平成30年度北広島町電気事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第53 議案第51号 平成30年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第53、議案第51号 平成30年度北広島町芸北財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第51号、平成30年度北広島町芸北財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第54 議案第52号 平成30年度北広島町診療所特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第54、議案第52号 平成30年度北広島町診療所特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第52号、平成30年度北広島町診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第55 議案第53号 平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第55、議案第53号 平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第53号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第56 議案第54号 平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第56、議案第54号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第54号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。後期高齢者医療制度は、2008年度から始まり、ちょうど10年目に当たります。この間、保険料は、制度開始以来5回目の値上げとなり、平成28、29年度の保険料は6万7165円、そして29年度に2846円再び引き上げ、7万111円となり、今回653円上げて、3年間連続して引き上げられ、県平均の保険料は7万664円となります。現在、後期高齢者の53%が特例措置として保険料の軽減を受けておりますが、政令改正によって平成29年度から軽減措置が段階的に縮小、廃止されると、後期高齢者の保険料はこれまでの2倍から10倍にもなってしまいます。一昨日の中国新聞も一面で、36道府県で保険料増、来月から広島や山口、膨らむ医療費、拭えぬ不安と報道いたしました。質疑では、所得割がマイナスで、均等割額が705円増なのに、なぜ保険料収入が1割、1700万円も増えているのか、詳しい説明がありませんでしたが、主な要因が低所得者や被扶養家族の軽減措置が削減されるためであり、弱い者いじめであることは明らかです。介護保険料が大幅に上がり、年金が減らされ、2年後には消費税が増税される中で、新たな後期高齢者医療保険料の引き上げは高齢者に大きな負担と不安を与えるものです。以前から、後期高齢者医

療制度の仕組みが後期高齢者の人口と医療費がふえればふえるほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度であるため、毎回の予算・決算で廃止を求めてきました。よって、保険料負担増を含む議案第54号には反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第54号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第57 議案第55号 平成30年度北広島町水道事業会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第57、議案第55号、平成30年度北広島町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、議案第55号、平成30年度北広島町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第58 議案第56号 平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算

- 議長（伊藤久幸） 日程第58、議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算について反対討論を行います。医療法人齊和会に指定管理をお願いをして2年目が終わろうとしております。この間、医師の確保が早急にできなく、1年以上経過してきた状況があります。そしてまた、看護師等の医療スタッフも採用定数にまで及ばなかったという状況もあるわけでありまして。そして、町の職員は出向しておりますけれども、その町の職員と現地で採用された医療法人の賃金の格差もあるというふうにお聞きをしております。また、町の出向している職員も病院から職種変更を希望して、本庁、あるいは他の職種につくという状況も起こっております。そうした中で、現在の豊平病院44床ベッドがございますけれども、その体制で維持していくことは無理だろうというふうに思えるわけでありまして。当局は、昨年度の収益の実績、また今年度の見通しをシミュレーションしながら、今後については検討していくということですが、検討する時期は、現在の2017年度の決算でいいましても、今年の9月にならないと決算の数字は出ません。その決算の数字を見て、やれそれ、これからどうしようかというふうな状況にはなりにくいということが言えると思っております。そしてま

た、全体的には人口も減ってきておりますし、公立病院のベッド数の減少、縮減ということが迫られているわけでありまして。そこで、現在の豊平病院の状況は、経営規模を縮小して、身の丈に合った診療所にしていくべきではないだろうかというふうに考えます。よって、この予算には反対をいたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算の賛成討論を行います。豊平地域には医療機関が豊平病院しかなく、ベッドがあるのもこの病院だけです。しかし、人口が少ないため、民間病院は採算がとれないのが実情です。そのため、地域医療を守り、安心して暮らすためには、どうしても公立病院が必要です。2年前に無床診療所になるとの話聞いた住民から笑顔が消えましたが、住民の7割の署名を短期間に集めるといふ大きな運動の中で、さらに医療法人からの申し出があり、豊平病院が存続できました。その後、外科の常勤医師1人から、内科を含め4人となり、その後外来、入院患者も増えており、住民の笑顔を取り戻すことができたのです。しかし当時と比べ、経営は好転してきているものの、町からの繰り入れがあり何とか維持できているのも事実です。3年の指定管理期間はあと1年あります。この間、経営分析や今後の安佐市民病院とのネットワークの方向も確立してきています。今こそ今後の経営形態を含め、命と暮らしを守るかけがえのない地域医療を進める医療機関として存続できるよう、しっかり住民と医療機関、行政、議会が力を合わせるべきと考え、平成30年度の豊平病院事業会計予算に賛成するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算に対する反対討論を述べます。北広島町豊平病院は、豊平地域に唯一の医療機関であり、地域の暮らしを守る上で、重要な役割を果たしていることは明白であり、必要な機関と言えます。しかしながら、その経営は赤字が続いており、今回の予算でも一般会計からの補助金として2億円以上が計上されています。豊平病院に関しては委員会等でいろいろと資料をいただき、現状や今後の目標値について説明を受けました。その中においては、利用者増への取り組みや経営改善等いろいろな対策を挙げられていますが、現在の人口減少を続ける現状において、私はそのような外来や入院の利用者増が見込めるとは到底思えません。特化した機能を持つ特定機能病院や専門病院であれば、ほかの地域からの受け入れも考えられますが、あくまで地域の病院である豊平病院は地域の方の利用がメインであると考えられます。そのような状況下では、やはり医療を提供する範囲、そうした地域の人口規模に応じた形をとるべきではないでしょうか。これまでどおりの医師や看護師を増やし、利用者の増を目指すやり方ではなく、病床数の削減や在宅、救急への対応など、抜本的な対策が求められていると思います。現在の町情勢は、職員の日当削減まで検討している逼迫した状態です。そのような中、抜本的な見直しを行わずに2億円以上の補助を行うことに私は納得しかねます。先にも言いましたが、豊平病院は地域にとって必要な病院です。永続的に存続していただくためにも利用者数や規模に応じた形態へ見直しを行っていただきたいため、反対といたします。議員各位のご賛同よろしくをお願いします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。(起立多数)

- 議長(伊藤久幸) 起立多数です。従って、議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第59 議案第58号 工事請負契約の締結について

- 議長(伊藤久幸) 日程第59、議案第58号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第58号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- 議長(伊藤久幸) 挙手全員です。従って、議案第58号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第60 議案第59号 工事請負契約の締結について

- 議長(伊藤久幸) 日程第60、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、森脇議員。
- 6番(森脇誠悟) 6番、森脇です。議案第59号のため池の復旧工事ですが、早々に復旧工事の着工で、地元の受益者の方も一安心をされたところだろうというふうに思っています。この工期が来年2月28日となっておりますが、来年度の水稲作付にこの工期で間に合うのかどうか、結構受益面積も広いですし、貯めておる水も結構容量が大きいんじゃないかと思いますが、そのところお伺いをします。
- 議長(伊藤久幸) 建設課長。
- 建設課長(砂田寿紀) ため池工事の来年度の水稲への影響ということでご質問でございますが、ため池の完成予定としておりますのが来年の2月末ということでございますが、通常ですと、冬の間水を貯めとくと。春になって使うということであろうと思います。この工期は、基本的に金額、それから工種によりまして標準的な工期をとらせていただいております。天候にも左右される非常に微妙な工期であろうと思います。土いじりが多いので、そういうことが非常に影響してくる可能性があります。ここに至るまでには十分工事の内容につきましても受益者の方といろいろ協議、相談をさせていただきながら進めておりますので、今後もしもできる限り、早く終わるよというということで、工事は当然進めますが、完成はしたけども、なかなか水がまだ必要十分なだけはたまらないということも最悪あるかも分かりませんが、そういった状況は常に地元の方と協議しながら、工事のほうは進めさせていただきたいと思っております。
- 議長(伊藤久幸) 6番、森脇議員。
- 6番(森脇誠悟) 今年の場合は、水稲作付ができないということで、地元法人もしょうがない

などということですが、来年も続けて水稻の作付ができないということになると、法人の大損失になるかと思しますので、先ほどご答弁がありましたように、天気のいいときには極力工事を急いでいただいて、雨が降るとなかなか難しい工事だと思いますので、そのところを先ほどありましたように、地元のほうとよくよく協議をしていただいて、一日でも早い工事完了なりを要請をして終わります。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第59号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第59号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第61 発議第2号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第61、発議第2号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 発議第2号、平成30年3月20日、北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員中田節雄、賛同者、北広島町議会議員森脇誠悟、同亀岡純一、同梅尾泰文。同服部泰征。北広島町議会議員委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。本案は、議案第6号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例の可決により、北広島町議会委員会条例の第2条中、危機管理監を危機管理課に改めるため提出するものです。

○議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第2号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第62 閉会中の継続審査の申し出について（2件）

○議長（伊藤久幸） 日程第62、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の各委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。3月5日の開会から本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議をいただき、まことにありがとうございました。平成29年度も残りわずかとなりました。平成29年度事業の整理を行い、平成30年度事業の推進に向け、邁進してまいりたいと考えております。特に平成30年度は財政的に厳しい年であり、町民の皆さんのご理解を得ながら、覚悟を持って取り組んでまいりますので、町行政の運営につきまして、より一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤久幸） 平成30年3月定例議会の終わりにあたり、一言申し上げます。3月5日から本日3月20日まで16日間の会期でありました。平成30年度一般会計予算、特別会計予算、平成29年度補正予算、その他提出議案について慎重審議がなされ、活発な議論がなされました。また、一般質問においては15人の議員がそれぞれの視点から質問され、中身の濃い定例会であったと思います。行政におかれましては、今会期に開陳された議員の意見、要望等を町政に反映していただくよう要望しておきます。桜前線もすぐそこまでやってきております。何かと行事が多忙な時期でもあります。議員の皆様にはご自愛の上、議員活動に精励いただきますようお願い申し上げます。これをもって平成30年第1回北広島町定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 32分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員